

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法（第2条）及び無線局運用規則（第2条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 2 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 3 「モールス無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受ける無線通信をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A (2) B (3) 識別信号 (4) C (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、①の(1)の A を延長することができる。

A	B	C
1 工事着手の期限	電波の型式及び周波数	実効 ^{ふく} 輻射電力
2 工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
3 工事落成の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	実効 ^{ふく} 輻射電力
4 工事着手の期限	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力

A-3 アマチュア無線局の無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に関する次の記述のうち、電波法（第17条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項に限る。）をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- 2 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、総務大臣に届け出なければならない。
- 3 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしたときは、その無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

A-4 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

A	B	C
1 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す
2 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
3 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	臨時に電波の発射の停止を命ずる
4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	臨時に電波の発射の停止を命ずる

A－5 電波の質に関する次の記述のうち、電波法（第28条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A－6 次の記述は、周波数測定装置の備え付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の **A** 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(6)までに掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) 26.175MHzを超える周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 **B** 以下のもの
 - (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) アマチュア局の送信設備であって、当該送信設備から発射される電波の **C** を **D** パーセント（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (6) (1)から(5)までに掲げる送信設備のほか、電波法施行規則第11条の3（周波数測定装置の備付け）に掲げる送信設備

	A	B	C	D
1	4分の1	10ワット	基準周波数	0.015
2	2分の1	20ワット	基準周波数	0.025
3	2分の1	10ワット	特性周波数	0.025
4	4分の1	20ワット	特性周波数	0.015

A－7 電波の周波数等の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の上限又は下限の周波数の特性周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の割当周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- 2 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- 3 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 4 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。

A－8 無線局が無線電信通信で自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第13条、第23条、第26条及び別表第2号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRZ？」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「CQ」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「RPT」を使用して、直ちに呼出しの反復を求めなければならない。

A－9 送信装置に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条、第17条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 2** アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。
- 3** アマチュア局の送信装置は、通常使用する通信速度でできる限り安定に動作するものでなければならない。
- 4** 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度、湿度及び気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。

A－10 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第54条まで及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、 **A**、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため **B** であること。
- ④ ①、②又は③((2)を除く。)に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は **C** に処する。

	A	B	C
1	識別信号	必要最小のもの	100万円以下の罰金
2	運用許容時間	必要最小のもの	50万円以下の罰金
3	識別信号	確実かつ十分なもの	50万円以下の罰金
4	運用許容時間	確実かつ十分なもの	100万円以下の罰金

A－11 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1** 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、空中線電力を低減して呼出しを行い、他の無線局から呼出しの停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 2** 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、少なくとも3分経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3** 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、試験電波の発射を行い、他の無線局から発射の停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 4** 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

A－12 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号の組合せのうち、「こちらは、空電に妨げられていません。」を示すQ符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** ---. - . -
- 2** ---. - . . . -
- 3** ---. - . - . - . - - -
- 4** ---. - . - . - . - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-13 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第258条及び第259条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局は、自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に **A** ときは、速やかに当該周波数による電波の **B** ならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② アマチュア局の送信する通報は、 **C** であってはならない。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報は、この限りでない。

A	B	C
1 支障を与え、若しくは与えるおそれがある	発射を防止しなければ	長時間継続するもの
2 支障を与えている	発射を中止しなければ	長時間継続するもの
3 支障を与えている	発射を防止しなければ	他人の依頼によるもの
4 支障を与え、若しくは与えるおそれがある	発射を中止しなければ	他人の依頼によるもの

A-14 次の記述は、無線電信通信における通信中の周波数の変更について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条、第34条及び第35条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときは、次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、用いようとする電波の周波数があらかじめ定められているときは、(2)に掲げる事項の送信を省略することができる。
- (1) Q S U又はQ S W若しくは **A** 1回
- (2) 変更によって使用しようとする周波数（又は型式及び周波数） 1回
- (3) ? （「Q S W」を送信したときに限る。） 1回
- ② ①の変更の要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「 **B**」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「Q S W」及び①の(2)の事項を続いて送信する。）、直ちに周波数（又は型式及び周波数）を変更しなければならない。

A	B
1 ---. - . . . - . . .	. - .
2 ---. - . . . - . . .	. - .
3 ---. - . . . - . . .	- . .
4 ---. - . . . - . . .	- . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 次の記述は、無線電信通信における通報の送信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第36条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次の(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) **A**
- (2) **B**

A	B
1 . - . - .	. . . - . -
2 - . . . - . . .	- . .
3 - . . . - . . .	. . . - . -
4 . - . - .	- . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 FGMRCUOESK	・ ・ ・ - ・ - - ・ - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - -
2 BADIZJWSER	- ・ - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - -
3 ULNSXHONTG	・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - -
4 ETNLUVJROB	・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - - ・ - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて **A** を命じ、又は期間を定めて **B** を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可等）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①の命令又は制限に従わないとき。
- (4) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **C** を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 無線局の運用の停止	電波の型式若しくは周波数	3年
2 空中線の撤去	電波の型式若しくは周波数	2年
3 空中線の撤去	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	3年
4 無線局の運用の停止	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	2年

A-18 アマチュア無線局の無線設備等（注）の検査に関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

- 1** 総務大臣は、電波法第72条第1項の電波の発射の停止を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- 2** 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- 3** 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）を無線局に派遣し、その無線設備等について総務省令で定めるところにより当該登録に係る検査を行わせることができる。
- 4** 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

A-19 総務大臣への報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局の免許人は、他人の依頼による通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通報及び人工衛星に開設するアマチュア局の送信する通報の通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2** 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3** 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4** 無線局の免許人は、電波の規正に関する通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-20 次の記述は、無線従事者の免許について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の **A**。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し **B** に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **C** を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から **C** を経過しない者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のほか、電波法第42条に掲げる者

A	B	C
1 免許を与えてはならない	懲役又は禁錮	2年
2 免許を与えないことができる	罰金以上の刑	2年
3 免許を与えないことができる	懲役又は禁錮	1年
4 免許を与えてはならない	罰金以上の刑	1年

A-21 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、国際通信の秘密を確保するため、 をとることを約束する。

- 1 電気通信回線設備の技術開発に関する勧告を踏まえ、最新の技術を導入する措置
- 2 使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置
- 3 使用される無線通信のシステムを改善する措置
- 4 電波の監視の強化等無線通信の秩序の維持に必要な措置

A-22 無線局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 局において使用する装置は、関係のITU-Rの勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、とりわけ、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。
- 2 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 3 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して、現行の無線通信規則に定める帯域外発射又は帯域外領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。この許容し得る最大電力のレベルに関する規定がない場合には、送信局は、帯域外発射又は不要発射の制限に関して関連するITU-Rの勧告に示す要件をできる限り満たさなければならない。
- 4 スペクトルの効率的な使用のために必要となる場合には、受信機の選択度特性は、いずれの業務で受信機を使用するときも、適切な場合には、ドップラー効果を考慮して、できる限り当該業務の送信機の周波数許容偏差の2倍に適合するものとする。

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときにとるべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反が行われたことを知った場合には、その事実を確認して必要な措置を執らなければならない。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、無線通信規則で認められた権限に基づき、その違反をした者の属する国の主管庁にその事実及び内容を通報しなければならない。
- 3 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の **A** 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ② アマチュア局は、その伝送中 **B** 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ③ 主管庁は、 **C** にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

	A	B	C
1	すべての	短い間隔で	災害救助時
2	技術特性に関する	短い間隔で	緊急時
3	技術特性に関する	30分を標準として	災害救助時
4	すべての	30分を標準として	緊急時

B-1 アマチュア無線局の廃止等に関する次の記述のうち、電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- イ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ウ 免許人は、その無線局を廃止したときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- エ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、2週間以内にその免許状を返納しなければならない。
- オ 電波法第78条（電波の発射の防止）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

B-2 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 **ア** 又は直流の電圧 **イ** を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、 **ウ**、絶縁しゃへい体又は **エ** しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、 **オ** のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

1	300ボルト	2	350ボルト	3	金属	4	外部より容易に触れることができないように
5	750ボルト	6	600ボルト	7	接地された金属	8	線路が露出することがないように
9	取扱者	10	無線従事者				

B-3 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア PBYHSTOUEG	・――・ ―――・ ―――・ ・――・ ・――・ ―――・ ―――・
イ BUPRGMENLD	―――・ ・――・ ・――・ ―――・ ―――・ ―――・ ―――・
ウ KBIURCNTSH	――― ―――・ ・――・ ・――・ ・――・ ―――・ ―――・
エ ERDERNIHAK	・ ―――・ ―――・ ・――・ ―――・ ―――・ ―――・
オ ARMBRIDGEN	――― ・――・ ―――・ ―――・ ・――・ ・――・

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－4 次の記述は、無線電信通信における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の **ア** によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に **イ** 聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 **ウ**」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「 **ウ**」の連続及び自局の呼出符号の送信は、10秒間を超えてはならない。
- (1) **エ** 3回
(2) D E 1回
(3) 自局の呼出符号 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 **オ** を確かめなければならない。
- ③ ①の後段にかかわらず、アマチュア局にあっては、必要があるときは、10秒間を超えて「 **ウ**」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 周波数 | 2 周波数及びその他必要と認める周波数 |
| 3 3分間 | 4 1分間 |
| 5 V V V | 6 E X Z |
| 7 E X | 8 X X X |
| 9 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか |

B－5 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が **ア** 場合においては、人命の救助、災害の救援、 **イ** のために必要な通信を無線局に **ウ** ことができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における **エ** 必要な措置を講じておかなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、 **オ** ことができる。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 発生し、又は発生するおそれがある | 2 関係行政機関に対して協力を求める |
| 3 交通通信の確保又は秩序の維持 | 4 免許人の協力を求める |
| 5 発生した | 6 通信計画の作成、通信訓練の実施その他の |
| 7 交通通信の確保、財貨の保全又は電気の供給 | 8 無線通信に使用する無線設備の配備等 |
| 9 行うよう要請する | 10 行わせる |

B－6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 **ア** 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 **イ** ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、 **ウ** に従い、 **エ** を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 **オ** に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 1 無線通信規則に従って発給する | 2 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した |
| 3 無線設備を所有する | 4 設置し、又は運用する |
| 5 その属する国の法令 | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 無線通信の規律 | 8 電気通信の秘密 |
| 9 第三者 | 10 利害関係者 |